

大牟田市表彰条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大牟田市表彰条例（平成14年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰該当者の報告)

第2条 市の機関に設置される課（相当するものを含む。）及び事務局の長は、毎年度の3月末日において、条例第3条第1項各号に該当するものについては功績調書（様式第1号・様式第2号）により、条例第4条各号に該当するものについては善行者調書（様式第3号・様式第4号）により市長に報告するものとする。

(在職年数等の計算)

第3条 条例第3条第1項第1号から第7号までに規定する在職の年数（以下「在職年数」という。）の計算については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 在職年数は、その職に就いた日の属する月から起算し、その職を離れた日の属する月までの月数を年に換算する。この場合において、6月以上の端数は1年とし、6月未満の端数は、切り捨てる。
- (2) 再度同一の職に就いた者の前後の在職年数は、これを合算する。
- (3) 2以上の職を兼ねた者に係る在職期間については、それぞれ一の職に就いた期間について、前2号の計算を行う。
- (4) 条例第3条第1項第2号及び第4号に規定する職について、これらの同一の号に定める各職に就いたことのある者に係る当該各職の在職年数は、これを合算する。

2 条例第3条第1項第8号から第12号までの規定のいずれかに該当するものについてその職等に係る年数を計算する場合は、前項第1号から第3号までに定めるところによる。

(表彰の制限)

第4条 条例第3条第1項各号（第12号を除く。次項において同じ。）のいずれかに該当して同項の表彰を受けたものは、重複してこれを表彰しない。

2 条例第3条第1項各号の複数の号に該当するものは、同項各号のいずれかに該当して表彰するものとする。

3 条例第3条第1項及び第4条の規定に該当するものであっても、当該個人又は団体の代表者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合は、これを表彰しない。

- (1) 刑事事件に関し現に起訴されている者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

4 前項に定めるもののほか、条例第3条第1項及び第4条の規定に該当するものであっても、その名誉を汚す行為がありこれらの規定の表彰をすることが不適當であると認められる場合は、これを表彰しない。

（解散した団体の表彰及びその方法）

第4条の2 功労者表彰又は善行者表彰の対象である団体が表彰を受ける前に解散したときは、解散した団体を表彰することができるものとし、表彰状及び記念品の授与は、解散した時に代表者であった者又はこれに相当する者に対して行う。

（大牟田市表彰審査委員会）

第5条 表彰を受けるものを選考するため、大牟田市表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、市職員のうちから市長が指名する。

3 委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

2 条例付則第2項の規定により行う平成14年度分の功労者表彰及び善行者表彰については、この規則の規定を適用して行うものとする。

付 則（平成25年5月31日規則第2号）

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

付 則（平成27年3月31日規則第54号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（令和5年10月11日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。